

社団法人 広島県建築士会尾道支部規程

平成18年5月19日

綱 領

1. われ等の建築は人類の幸福のため最良の芸術たるべし
1. われわれ建築士は社会の発展のため最新の指導者たるべし
1. わが建築士は会員の向上のため最善の団結たるべし

広島県建築士会尾道支部規程

第1章 総 則

(名 称)

第1条 支部は広島県建築士会尾道支部（以下支部という）という。

(目 的)

第2条 支部は本会定款に規定する目的に準拠し地方的な諸種事業を行なう。

(事 務 所)

第3条 支部は尾道市に置く。

(支部の区域)

第4条 支部の区域は次の区域とする。

尾道市

第2章 役 員

(役 員)

第5条 支部に次の役員を置く。

支 部 長 1名

副支部長 2名

幹 事 若干名（内若干名を常任幹事とする）

監 査 2名

顧 問 若干名

役員に欠員を生じた場合でも職務の遂行に支障のないときは次期定時総会又は次期改選期までその補欠選任を延期することができる。

(幹事及び監査)

第6条 幹事及び監査は支部所属の会員中から総会において選任し常任幹事は幹事の互選によって定める。

(支部長及び副支部長の選任)

第7条 支部長は支部に所属する本会理事の中から支部役員会において選任する。

副支部長は幹事の中から互選する。

(支部長及び支部長代理)

第8条 支部長は支部を代表し会務を掌理し総会及び役員会の議長となる。副支部長は支部長を補佐し支部長事故あるときはその職務を代行する。

(役員任期)

第9条 役員任期は2年とする。但し設立当初に選任された役員はその半数を1年の任期とする。

(幹事及び監査就任)

第10条 幹事及び監査が欠員を生じたときは最初の幹事選挙における補欠候補の中から次点得点の上位者より補充する。但し次点の得票同数の場合は年長の順によって定める。

(補欠就任者の任期)

第11条 補欠により就任した者の任期は前任者の残存期間とする。

(幹事及び監査の職務)

第12条 常任幹事は会務を処理し、幹事は役員会において会務を審議及び議決する。監査は会計業務を監査する。

(後任就任までの役員の任期)

第13条 役員の任期満了後も後任者の就任まで引続き職務を行なう。

(役員会の組織)

第14条 役員会は支部幹事を以て組織する。

(役員会の招集及び決議方法)

第15条 幹事会を招集するには会議日の7日前までに各幹事に対してその議決しようとする事項、会議の日時、場所を指定して通知を発しなければならない。

支部長は役員会を招集しその議長となる。

(役員会の決議方法)

第16条 幹事会の決議は幹事の過半数が出席しその出席幹事の過半数をもってする。

可否同数のときは議長がこれを決する。

(役員会の決議事項)

第17条 役員会で決議する事項は次の通りとする。

1. 総会に提出する予算、決算等諸般に対する報告又は総会に提出する議案の査定
2. その他支部運営上必要な事項

(顧問)

第17条の2 本支部の業務の指導及び重要事項を諮問するため幹事会の決議を以て顧問を置くことができる。

(役員の報酬)

第17条の3 本支部は役員の報酬は支給しない。但し会務のための旅費、その他の経費はその実費を支給することができる。

第3章 会 議

(総会の決議事項)

第18条 総会で決議する事項は次の通りとする。

1. 支部の規程の制定及び改廃
2. 予算並びに決算
3. 目的達成のための事業方針
4. その他重要事項

(定時総会及び臨時総会)

第19条 定時総会は毎会計年度の末日から60日以内にこれを招集し臨時総会は随時必要の都度これを招集する。

(総会の招集者)

第20条 総会は支部長がこれを招集する。

(会員による総会招集権)

第21条 1. 会員は5分の1以上の会員の同意を得て総会の目的及び招集の理由を記載した書面を支部長に提出して総会の招集を請求することができる。

2. 前項の請求があったときは支部長は20日以内に総会を招集しなければならない。

(総会の招集)

第22条 総会を招集するには会議日の7日前迄に会員に対してその日時、場所及び議題を通知しなければならない。

(総会議長)

第23条 総会の招集者又はその指名によるものが総会の議長となる。

これらのものに事故があるときは総会で議長を選ぶ。

(議 決 権)

第24条 会員1人につき1個の議決権を有する。

(議決権の代理行使)

第25条 総会において他の会員の代理人となり得るものは本会の会員で出席したものに限り。但し代理権を証する書面を会に差出さなければならない。

(総会の議決方法)

第26条 総会は会員総数の3分の1以上が出席しその出席会員の議決権の過半数を以てする。可否同数のときは議長がこれを決する。

(総会の議事録)

第27条 総会の議事の経過の要領及びその結果は議事録にこれを記載し議長及び出席した役員並びに1名以上の会員がこれに記名捺印する。

第4章 会 計

(会計及び予算経理)

第28条 支部の会計及び予算経理について本会規則第13条より第17条及び本会規則第5章中理事会とあるを役員会に常務理事及び幹事とあるを常任幹事及び監査に読み替えてこれを準用する。

第5章 雑 則

(規定の疑義)

第29条 本支部規定において疑義のあるときは本会定款並びに規則に準拠して解釈し支部長これを決定する。

(規定不足)

第30条 本支部規程に別に定めのないときは本会定款並びに規程に定めるところによる。

附 則

この規程は昭和27年2月17日 設立

昭和27年7月21日 許可

附 則

この規程は昭和48年6月9日改正し、施行する。

附 則

この規程は平成18年5月19日改正し、施行する。

広島県建築士会尾道支部 青年部会細則

第1章 総 則

- 第1条** 本部会は社団法人広島県建築士会尾道支部青年部会と称する。
- 第2条** 本部会は社団法人広島県建築士会尾道支部内に置く。
- 第3条** 本部会は本部（社団法人広島県建築士会尾道支部以下本部という）の規定の目的を推し、会員相互の交誼を厚くし建築の質の向上に貢献することを目的とする。
- 第4条** 本部会は、目的達成の為に下記の事業を行う。
1. 総 会
 2. 会員相互の親睦
 3. 研修会（年1回以上）
 4. その他目的達成の為に必要なこと。

第2章 会 員

- 第5条** 本部会の地域は、本部に準ずる。
- 第6条** 本部会は、本部に準ずる地域に住所または、勤務先を有する本部の正会員および準会員、賛助会員のうち、45歳未満をもって構成する。

第3章 役 員

- 第7条** 本部会に下記の役員を置く。
1. 部 会 長 1名
 1. 副部会長 若干名
 1. 幹 事 若干名
 1. 会計監査 2名
- 第8条** 本部会の役員は次の方法で決める。
1. 部会長、副部会長、幹事、会計監査は総会で会員の中から選ぶ。
- 第9条** 本部会の各役員は、それぞれ次の任務をもつ。
1. 部 会 長……本部会を代表し、会務を統括し、総会及び役員会の議長となる。
 1. 副部会長……部会長を助け、部会長に支障のある時は、代理する。
 1. 幹 事……会務を処する。
 1. 会計監査……会計を監査する。
- 第10条** 本部会の役員の任期は2年とする。但し留任をさまたげない。欠員は役員会にはかり、補充しこれによって就任した者の任期は前任者の残りの期間とする。
- 第11条** 本部会の役員の報酬は支給しないものとする。但し会務の為の旅費その他の経費は、その実費を支給することができる。

第4章 会 議

第12条 会議は定期総会、随時総会及び役員会とする。

第13条 総会は最高の議決機関で毎年1回開く。随時総会は、役員が必要と認めた時部会長が招集する。

第14条 総会は次の議決を行なう。

1. 会則の変更、改正
2. 役員の改選
3. 事業計画及び予算、決算の承認
4. その他重要事項

第15条 役員は部会長が必要と認めた時招集し、次の事を決める。

1. 総会に附議する原案
1. 本部会の運営に関する諸事項
1. その他緊急の協議

第16条 本部会の議決は、会員の参加者の過半数をもって決定し、賛否同数の場合は、議長がこれを決する。

第17条 会員は、それぞれ1個の議決権を有する。

1. 議決権の行使は、他の出席者に委任することができる。
1. 前項による委任は出席とみなす。

第5章 会 計

第18条 本部会の経費は、本部の予算、賛助会費によって行う。

但し、その他の収入によることもできる。

第19条 本部会の会計年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終える。

附 則

この規程は昭和61年4月より施行する。

附 則

この規程は平成17年5月20日改正し、施行する。